

令和2年5月15日  
日本原子力発電株式会社

### 東海第二発電所の使用前検査の進め方について

令和2年4月17日付で、東海第二発電所の使用前検査を申請させていただきました。  
今後の検査の進め方について、当社の考えを以下に示します。

#### 1. 検査期間について

令和2年5月15日～令和4年12月\*（申請4件の最長の期間）

\*：工事計画における工事の終了期日を記載

#### 2. 立会検査又は抜取立会検査対象機器について

<選定条件>

- ①立会検査（A項目）を全数選定
- ②立会検査又は抜取立会検査（A/B項目）を施設区分毎に1機器以上選定
- ③設備区分毎に1機器以上選定
- ④機器区分毎に概ね\*1機器以上選定

例：機種：熱交換器、ポンプ、主配管、安全弁及び逃がし弁、主要弁、容器等

- ⑤上記③④選定にあたり、新設及びクラス上位を優先
- ⑥上記③④選定にあたり、既設機器にあつては改造を優先

\*：機器区分（機種）の分類にあたり、同種と考えられる機器については上記の選定条件を考慮し代表を選定

#### 3. 検査受検申込の方法について

2019年12月17日受領の「使用前検査受検申込票」に基づき、資料一式を2週間前までに検査申込をさせて頂き、検査当日までの間で調整を行います。

## 使用前検査受検申込票

会社名 日本原子力発電株式会社  
発電所名 東海第二発電所  
管理番号 記載例：2001  
年月日 令和●年●月●日（申請日を記載）

1. 受検を希望する発電用原子炉施設名等 記載例：原子炉冷却系統施設
2. 検査申請書(変更申請含む)番号 記載例：発室発第16号(炉規制法認可)、発室発第18号(電事法認可)
3. 工事計画(補正)認可番号又は届出番号 記載例：原規規発第1810181号、20180920保第6号(\*1)
4. 使用前検査受験予定日及び検査申請書の検査期日 記載例：令和●年●月●日(令和2年5月15日～令和4年12月の間)
5. 検査スケジュール 記載例：「添付資料参照」と記載し申請分機器のスケジュール表を添付
6. 検査実施場所 記載例：〇〇製作所〇〇工場(住所)又は「添付資料参照」と記載し検査申請書の添付図を添付
7. 検査立会責任者名(主任技術者) 記載例：ボイラー・タービン主任技術者(氏名なし)
8. 工事概要(設備概要) 記載例：「添付資料参照」と記載し、要目表を添付
9. 電気事業法の確認対象の有無 記載例：「有」又は「なし」
10. 試験使用又は一部使用承認手続きの要否 記載例：「否」又は「有」(有の場合には説明資料を添付)
11. 受検を希望する使用前検査の工事の工程 記載例：1号、3号、5号又は基本設計方針
12. 受検を希望する検査対象施設区分、設備名等 記載例：原子炉冷却系統施設 残留熱除去設備 主配管
13. 確認を希望する基本設計方針の該当箇所及び現場確認可能な設備等(\*2)
14. 受検を希望する検査項目及び立会区分(運用要領の該当欄を記載) 記載例：「添付資料参照」と記載し、運用要領を添付
15. 立会可能な範囲 記載例：確認不可範囲がある場合に記載し、ない場合は「確認不可範囲なし」と記載
16. 適合性確認検査要領書番号 記載例：NT2-1-2001-01(\*3)
17. 受検を希望する使用前検査において確認する技術基準 記載例：「添付資料参照」と記載し、適合性確認検査要領書を添付
18. 適合性確認検査の検査項目検査方法(代替検査の内容) 記載例：「添付資料参照」と記載し、適合性確認検査要領書を添付
19. 適合性確認検査の判定基準及び判定基準の根拠 記載例：「添付資料参照」と記載し、適合性確認検査要領書を添付
20. 立会にて使用する検査用計器一覧 記載例：「添付資料参照」と記載し、適合性確認検査要領書及び検査用計器一覧を添付

注記：\*1 認可番号に加えて変更認可番号の記載も致します。

\*2 基本設計方針検査の記録確認時に記載

\*3 管理番号は四角囲み部。－(ハイフン)以降は要領書を分割した記号

例：NT2-2001-01

#### 4. 使用前検査及び適合性確認検査の進捗のご報告について

##### <確認事項>

先行プラントでは、使用前検査及び適合性確認の工程を約1か月毎に報告し、規制庁殿HPに公開されておりましたが、今後は3.の検査申込のみと考えており、報告のための面談は行わないという認識でよろしいでしょうか。

#### 5. その他

##### <確認事項>

①検査申請にあたり、当社窓口は東京(本店)となりますが、メールでの申請が可

能の場合は発電所の検査担当部署から送付させて頂くことは可能でしょうか。

- ②記録確認検査は、立会検査又は抜取立会検査対象機器以外の全ての機器（基本設計方針検査を含む）が対象ですが、記録確認検査のみで検査申込することは可能でしょうか。若しくは、規制庁殿の検査可能日が連続できる場合には、複数日で立会検査又は抜取立会検査と記録確認検査を検査申込することは可能でしょうか。
- ③撤去設備の検査については、単独工認ではありませんが、選定した代表機器の整理内として、記録確認検査は可能でしょうか。
- ④4月1日以降の適合性確認検査は、自主的に工事実施部門と組織的独立を有した検査体制をとり、使用前事業者検査（施設）に準じた方法で行うことで計画しております。QA検査の際に詳しい方法は説明させていただきます。

以上